

令和3年10月1日



研究成果展開事業

大学発新産業創出プログラム（START）

大学・エコシステム推進型

スタートアップ・エコシステム形成支援

社会還元加速プログラム（SCORE）

チーム推進型 / 大学推進型 / 拠点都市環境整備型

令和3年度委託研究事務処理説明書

＝ 補 完 版 ＝

国立研究開発法人科学技術振興機構

産学連携展開部

大学等

目次

A.事務処理説明書 共通版との違い	3
I. 委託研究契約の概要	5
1. 用語の解説.....	5
2. 契約締結にあたっての留意事項.....	6
◆研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン対応.....	6
◆体制整備等自己評価チェックリストおよび研究不正行為チェックリストについて.....	6
II. 経理・契約事務について	7
1. 直接経費の執行.....	7
◆直接経費の費目間流用.....	7
◆物品の取扱いについて〔新会社への貸与・譲渡等〕.....	8
◆「人件費・謝金」の計上〔謝金の対象者〕.....	8
2. 証拠書類の管理について〔収支簿〕.....	9
III. 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について	10
1. 公的研究費の管理・監査の体制整備等について.....	10
IV. 各種報告書等の提出について	10
1. J S Tへの提出物（経理様式）.....	10

令和3年度委託研究事務処理説明書 補完版（以下、本補完版という）について

●本補完版の見方について

本補完版は、以下の研究タイプの固有ルールがそれぞれ記載されています。

研究タイプ	アイコン
チーム推進型	チーム推進型
大学推進型	大学推進型
拠点都市環境整備型	拠点都市
大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援	エコシステム

本文中、「共通版の記載内容」の表の右上に、適用対象となる研究タイプのアイコンが表記されていますので、それぞれ該当する箇所をご参照ください。（表記がない場合は適用されません）

（例）下記の場合、大学推進型、拠点都市環境整備型、大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援のみに適用される内容です。チーム推進型には適用されません。

対象となる
研究タイプ



対象：

大学推進型

拠点都市

エコシステム

共通版の記載内容	大学等：	5～7ページ
2. 用語の解説	の表	

●委託研究契約に係る書類

以下に掲載しております。報告書等の作成等に当たっては、必ず下記URLからダウンロードの上、所定の電子ファイルをご使用ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

●研究者向けハンドブック

事務処理説明書（共通版、補完版）とは別に、研究活動を進めるにあたり、研究者向けに必要な事務処理等について説明するものです。

○チーム推進型

https://www.jst.go.jp/start/jimu/file/score_handbook.pdf

○大学推進型、拠点都市環境整備型

https://www.jst.go.jp/start/jimu/file/score-u_handbook.pdf

○大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援

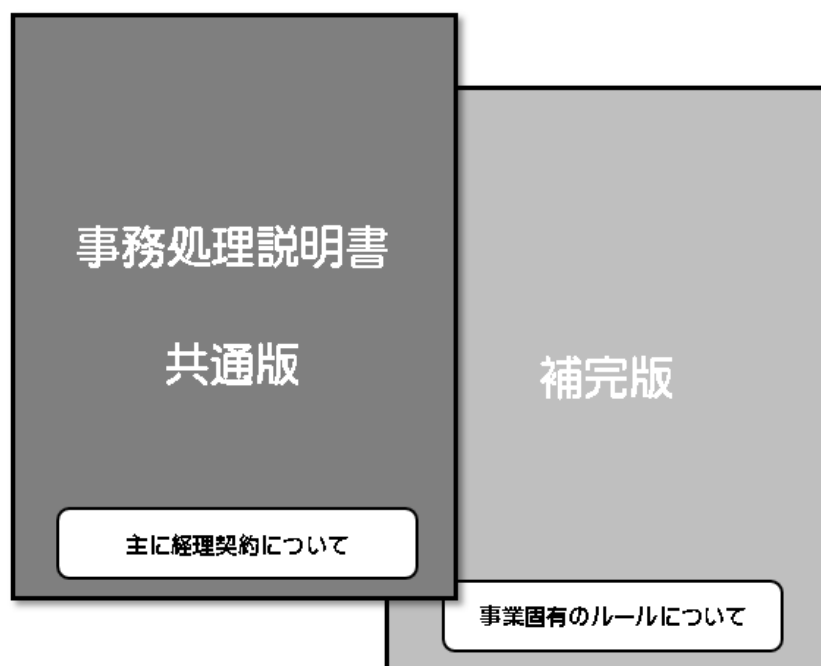
https://www.jst.go.jp/start/jimu/file/su-ecosys_handbook.pdf

A.事務処理説明書 共通版との違い

ここでは、「委託研究事務処理説明書 共通版」にかかわる内容で事業固有の取扱いを掲載します

委託研究事務処理説明書の見方

- 委託研究事務処理説明書は、経理契約等共通の事項を「共通版」に記載し、共通版との取扱いの違いや事業固有のルールがある場合は、それらを「補完版」に記載しています。
- 共通版のページ下段に、補完版がある事業名（略称）を並べたアイコンを置いています。アイコンの事業名（略称）の横には、ページ内のどこで差異が生じたか確認するための項番を記載しています。「補完版」をご覧になる際には、「共通版」に記載の差異箇所をあわせてご確認ください。
- 補完版がある事業は、共通版と補完版を合わせて「事務処理説明書」とします。
- 補完版と共通版の間で差異が生じる場合は、補完版の定めが優先されます。



- 事務処理説明書 共通版 大学等
 - 事務処理説明書 共通版 企業等
- 本補完版 2 ページにURLを記載しています。

I. 委託研究契約の概要

1. 用語の解説

対象：

大学推進型

拠点都市

エコシステム

共通版の記載内容	大学等： 5～7ページ
2. 用語の解説 の表	

大学推進型は、上記に以下を追加します。

用語	説明
プログラム推進費	主に産学連携部門が起業活動支援プログラムの推進のために使用する費用
研究開発費	研究者がビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、データ（実験結果、計算結果）等の整備を進めるための費用（大学等のみ執行可）

拠点都市環境整備型は、上記に以下を追加します。

用語	説明
プログラム推進費	起業活動支援プログラムの運営、起業家育成プログラムを運営する指導・支援人材の育成等、起業環境の整備、プラットフォーム内外のエコシステムの形成等に使用する費用
研究開発費	研究者がビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、データ（実験結果、計算結果）等の整備を進めるための費用（大学等のみ執行可）

大学・エコシステム推進型 スタートアップ・エコシステム形成支援は、上記に以下を追加します。

用語	説明
プログラム推進費	起業活動支援プログラムの運営、アントレプレナーシップ人材育成プログラムの開発・運営等、起業環境の整備、拠点都市のエコシステムの形成・発展等に使用する費用
研究開発費	研究者がビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、データ（実験結果、計算結果）等の整備を進めるための費用（国公立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人のみ執行可）

2. 契約締結にあたっての留意事項

◆研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン対応

対象： **エコシステム**

共通版の記載内容	大学等： 10ページ
「(2) 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン対応」全ての箇所	

研究活動（アントレプレナーシップ教育等の研究も含む）を行わない場合、上記は適用しません。

◆体制整備等自己評価チェックリストおよび研究不正行為チェックリストについて

対象： **エコシステム**

共通版の記載内容	大学等： 11～12ページ
(3) 体制整備等自己評価チェックリストおよび研究不正行為チェックリストについて	

上記に以下を追加します。

研究活動（アントレプレナーシップ教育等の研究も含む）を行わない場合、「研究不正行為チェックリスト」の提出は不要です。

II. 経理・契約事務について

1. 直接経費の執行

◆直接経費の費目間流用

対象：

大学推進型

拠点都市

エコシステム

共通版の記載内容	大学等： 25ページ
(2) 直接経費の費目間流用 本研究の目的に合致することを前提に以下の条件・手続きのもと、直接経費の費目間流用が可能です。<u>なお、直接経費と間接経費との間の流用は認められませんので、ご注意ください。</u>	

上記の下線部分は以下のとおりとします。

なお、直接経費と間接経費との間の流用は認められません。また、プログラム推進費と研究開発費との間の流用も認められませんので、ご注意ください。

対象：

チーム推進型

共通版の記載内容	大学等： 25～26ページ
(2) 直接経費の費目間流用 ① JSTの確認を必要としないで流用が可能な場合 各費目における流用額が、当該事業年度における直接経費総額の50%（直接経費総額の50%の額が<u>500万円</u>に満たない場合は<u>500万円</u>）を超えないとき （中略） ② JSTが本研究の実施上必要であると確認した上で流用が可能な場合 各費目における流用額が、当該事業年度における直接経費総額の50%および<u>500万円</u>を超えるとき	

上記の下線部分にあてはまる流用額は、100万円となります。

◆物品の取扱いについて〔新会社への貸与・譲渡等〕

対象： チーム推進型 大学推進型 拠点都市 エコシステム

共通版の記載内容	大学等： 29ページ
(4) 物品の取扱いについて ① 物品の種類と所有権の帰属 a. 取得物品 研究機関が本研究のために直接経費により取得した物品等であり、所有権は研究機関に帰属します。 取得物品には、直接経費により調達された消耗品などを含む物品等が全て含まれます。	

上記に以下を追加します。

本研究終了後、本研究の研究成果にて設立された新会社から要望のあった取得物品はその新会社に貸与・譲渡等の便宜を図ってください。ただし、研究機関の規程上、その新会社に貸与又は譲渡できない場合は別途JST課題担当者へご相談ください。

◆「人件費・謝金」の計上〔謝金の対象者〕

対象： エコシステム

共通版の記載内容	大学等： 38ページ
(6) 「人件費・謝金」の計上 ⑤ 招待講演・専門的知識の提供に係る謝金について 本研究の実施に伴い直接必要である場合に限り計上可能です。また、単価基準は研究機関の規程に準じて執行してください。 招待講演等により外部専門家に謝金を支払う場合を想定しています。 <u>ただし、他の研究機関所属の者であっても、同一研究チームの研究参加者として参加している場合は、招待講演等の謝金対象とすることはできません。</u>	

上記の下線部分は以下のとおりとします。

ただし、研究計画書に研究参加者としての登録がある者は謝金対象とすることはできません。
 なお、プラットフォーム関係者は全て研究計画書に研究参加者として登録するものとします。

※プラットフォームとは、主幹機関、共同機関、幹事自治体、協力機関で構成されるスタートアップ・エコシステムの推進共同体をいいます。

2. 証拠書類の管理について〔収支簿〕

対象：

大学推進型

拠点都市

エコシステム

共通版の記載内容	大学等： 46ページ
(1) 作成・管理をしていただく経理等関係書類 ① 収支簿（経理様式2） 直接経費の収支を明らかにするため、収支簿を作成し、予算費目毎に収支管理を行っていただく必要があります。 収支簿は研究担当者別（委託研究契約単位）に明確に区分してください。	

上記に以下を追加します。

プログラム推進費、研究開発費の収支簿はそれぞれ別表になるように作成してください。

Ⅲ. 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について

1. 公的研究費の管理・監査の体制整備等について

対象： **エコシステム**

共通版の記載内容	大学等： 72ページ
1. 公的研究費の管理・監査の体制整備等について	

上記の「1. 公的研究費の管理・監査の体制整備等について」の前に以下を追加します。

研究を実施しない機関についても、公的資金による委託研究費の適正な執行を図るため、以下の内容を準用します。また、個々のプログラムの推進に際してご留意いただくとともに「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出にご対応ください。なお、研究活動（アントレプレナーシップ教育等の研究も含む）を行わない場合、「研究不正行為チェックリスト」の提出は不要です。

Ⅳ. 各種報告書等の提出について

1. JSTへの提出物（経理様式）

対象： **大学推進型** **拠点都市** **エコシステム**

共通版の記載内容	大学等： 80ページ
1. JSTへの提出物（経理様式） の表	

上記に留意事項として以下を追加します。

※プログラム推進費、研究開発費の経理様式1「委託研究実績報告書（兼収支決算報告書）」はそれぞれ別表になるように作成してください。